

電子申請サービス【特定建設作業実施届出】Q&A

分類	質問	質問	回答
届 出	1	電子申請サービスでの届出は、夜間や休日でもできますか。	24 時間、365日対応可能です。 (注)ただし、graffer がメンテナンス中は申請できない場合があります
	2	電子申請サービスでの届出は、何日前までに行えばよいのですか。	8 日前の 23 時59分までです。ただし、作業を 1 月 5 日から 1 月 11 日に開始する場合は 12 月 28 日の 23 時 59 分までに届出してください。
	3	電子申請サービスでの届出はいつ受理および審査されますか。	申請した日が「申請日」となります。実際の審査は、開庁日(土日祝日や年末年始を除く)に行われ、申請日を基準に審査を行います。
	4	審査結果はどのように確認したらよいのですか。	申請一覧から確認できます。詳しくは特定建設作業の手引き (P26~P27) をご確認ください。
	5	工事が遅れて、届出した作業期間内に工事が終わらないので、作業期間を延長したいのですがどうしたらいいですか。	延長については、工事開始日から 2 年を超えない期間を対象に、1 回のみ、お電話で受付をします。お手続きの際は、工程表を別途メールにてお送りください。なお、当初の工期開始日から工期終了日までの間にご連絡をお願いします。 (注) 工期終了日が過ぎている際は、中 7 日を空けたうえで、新規の届出となります。 副本については、こちらで再度修正のうえ、申請時に登録されたメールアドレスに、後日、控えをお送りします。
	6	申請後に誤って入力したことが分かったときは再申請が必要ですか。	原則として、再申請は不要です。誤っている箇所については、こちらで修正いたしますので、お電話にてご相談ください。

作業内容	1	ハンドブレーカーの動力に空気圧縮機を使用しますが、空気圧縮機の届出は必要ですか。	届出は不要です。削岩機の動力源として使用される空気圧縮機は特定建設作業に該当しないため、届出の対象外となります。
	2	ハンドブレーカーとジャイアントブレーカー（油圧ブレーカー）を両方使用しますが、どちらも騒音と振動の届出が必要ですか。	ハンドブレーカーは騒音規制法のみでの届出が必要ですが、ジャイアントブレーカーは騒音規制法と振動規制法の両方の届出が必要です。
	3	電動ピックを使用しますが、届出は必要ですか。	「さく岩機を使用する作業」を選択してください。
	4	ビル内の配管清掃に空気圧縮機を使用しますが届出が必要ですか。	空気圧縮機は騒音規制法に基づく届出が必要です。
	5	重機のアタッチメントを圧砕機（ニブラ）・つかみ機にして建物を解体します。届出は必要ですか。	圧砕機（ニブラ）・つかみ機は指定建設作業に該当するため、届出の対象外です。ただし、環境確保条例の指定建設作業に該当するため音の規制基準や作業時間等の制限があります。詳細は <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象作業の種類と基準 ・ 建設騒音・振動防止のしおり をご確認ください。
	6	1日のみで終了する作業の届出は必要ですか。	届出は不要です。ただし、数日間隔で1日ずつ行う場合は、連続する作業とみなされるため、届出が必要です。
	7	連続で作業するのは何日間までですか。	作業ができるのは月曜から土曜の6日間です。日曜日および祝日は、騒音規制法および振動規制法により作業は禁止されています。